

○モーターホーム、ボート・トレーラー及びキャンピング・トレーラーに係る使用の本拠の位置の特例及び認定事務処理要領について

令和6年3月8日
道本交規第4208号

／警察本部交通部各所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛てモーターホーム（大型キャンピング車）、ボート・トレーラー及びキャンピング・トレーラー（以下「キャンピング・トレーラー等」という。）に係る保管場所証明事務については、これまで「モーターホーム、ボート・トレーラー及びキャンピング・トレーラーに係る使用の本拠の位置の特例及び認定事務処理要領について」（平26. 12. 25道本交規第2589号。以下「旧通達」という。）により運用してきたところであるが、この度、自動車保管施設に対する指導事項について新たに定め、次のとおり行うこととしたので所属職員に周知徹底し、適正な運用に努められたい。

なお、旧通達は、廃止する。

記

1 キャンピング・トレーラー等における使用の本拠の位置の特例の趣旨

自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）における「使用の本拠の位置」とは、原則として、自動車の所有者その他自動車の管理責任者の所在地をいうものと解されているが、キャンピング・トレーラー等については、その形状、使用実態等を踏まえ、当該自動車の所有者の所在地以外の場所であっても、第三者による厳格な保管管理が行われている施設に保管され、当該施設を使用の本拠の位置として一般的に認定することができることとしているもの。

2 使用の本拠の位置の特例措置

(1)の要件を満たす自動車であって、(2)の要件を満たす自動車保管施設に一定期間継続してその保管管理を委託されているものについては、当該施設を当該自動車の使用の本拠の位置として認める。

(1) 対象となる自動車

ア モーターホーム（大型キャンピング車）については、「自動車検査業務等実施要領について」（昭和36年11月25日付け自車第880号。運輸省自動車局長通達。以下「自動車局長通達」という。別添参照）に規定する特殊用途自動車である「キャンピング車」であって、次のいずれかに該当する大きさの自動車であること。

自動車の長さ 5.7メートルを超えるもの

自動車の幅 1.9メートルを超えるもの

イ ボート・トレーラー及びキャンピング・トレーラーについては、自動車局長通達に規定する特殊用途自動車である「ボートトレーラー」又は「キャンピングトレーラー」に該当するものであること。

(2) 自動車保管施設の要件

自動車の保管施設であって、次に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。

ア 自動車の所有者からの委託を受けて業として自動車の保管管理を行うものであること。

イ 管理人が指定されており、当該自動車の出入庫の状況が台帳等により記録されていること。

3 認定事務処理要領

(1) 事務処理要領

キャンピング・トレーラー等の保有者から、自動車保管施設を当該キャンピング・トレーラー等の使用の本拠の位置及び保管場所の位置とする登録自動車の保管場所証明の申請又は登録自動車若しくは軽自動車の保管場所の届出（以下「申請等」という。）があったときは、次の要領により処理すること。

ア 申請等に係る自動車の確認

次に掲げる書面の提出を求め、申請等に係る自動車が2の(1)の要件を満たしていることを確認すること。

(ア) 申請等に係る自動車が新規登録を受けようとする自動車又は新規に運行の用に供しようとする軽自動車である場合

自動車予備検査証又はその写し（これらの書面がない場合にあっては、申請に係る自動車の長さ、幅及び付帯する設備の配置状況を記載した図面（カタログでも可））

(イ) (ア) 以外の場合

自動車検査証又はその写し

イ 申請等に係る自動車保管施設の確認

自動車の保管に係る契約書又はその写しを求めるとともに、自動車保管施設調査報告書（別記様式）を参考に現地調査を行い、申請等に係る自動車保管施設が2の(2)の要件を満たしていることを確認すること。

なお、2の(2)に掲げる基準への適合の有無は、それぞれ次により判断するものとする。

(ア) 2の(2)のアの基準

- a 契約の期間がおおむね6か月以上であること。
- b 契約の内容が駐車場の賃貸借契約ではなく、契約に係る自動車の保管管理の委託を内容とするものであること。
- c 契約の内容に自動車の点検・整備の委託が含まれていること。
- d 自動車保管施設としての事業の継続性が認められること。

(イ) 2の(2)のイの基準

- a 管理人が指定され、当該管理人が不在のときは、門扉を施錠する等の措置が講じられていること。
- b 自動車の出入庫の状況について、個々の自動車ごとに台帳等により記録されていること。

なお、「台帳等」には磁気カード等も含まれる。

- c 自動車の出入庫の状況の記録は、当該管理人の責任において行われること。
なお、管理人が不在のときに自動車の保有者等が当該自動車の出入庫をすることは妨げられるものではないが、その際には、当該自動車の保有者等が当該管理人にあらかじめその旨を連絡し、当該自動車の出入庫の状況を当該台帳等に記録した上で、当該管理人が確認する等の措置が講じられることが必要である。

(2) 留意事項

ア 関係所属間における連携の強化

キャンピング・トレーラー等の保有者から自動車保管施設を使用の本拠の位置と

する申請等を受理しようとする場合又は自動車保管施設を開設しようとする者から相談等を受理した場合は、直ちに警察本部交通規制課に報告すること。

イ 申請等に係る書面が不備である場合における取扱い

キャンピング・トレーラー等の保有者が申請等を行う場合に、(1)のア又はイの書面を提示することができなかつた場合であっても、当該申請等を受理した上で、これらの書面を後日提出するよう求めること。

ウ 現地調査

(ア) 自動車保管施設が2の(2)の要件を満たしていることを確認するための現地調査については、警察本部交通規制課（札幌方面以外の方面の警察署にあっては、当該方面本部の交通課）と共同で行うこと。

(イ) (ア)の現地調査は、当該自動車保管施設をキャンピング・トレーラー等の使用の本拠の位置とする申請等が、初めてされたときに行うこととし、それ以降にされた申請等については、通常の現地調査で足りるものとする。

4 その他

(1) 教示

自動車保管施設を開設しようとする者から相談等がなされた際には、別紙の指導事項を参考に適切な教示を行うこと。

(2) 認定後の適切な指導

2の(2)の要件を満たしていることが確認された自動車保管施設において、その後キャンピング・トレーラー等の管理が適切に行われておらず、又は行われないおそれがある場合には、自動車の保管場所の確保等に関する法律第12条の規定に基づき、当該保管施設の管理者等から報告又は資料の提出を求め、適正な保管管理が行われるように指導すること。

なお、当該指導にもかかわらず自動車の管理が適切に行われない場合には、以後、当該自動車保管施設を使用の本拠の位置と認定する運用を停止すること。

5 文書の編さん

様式の編さんは、次表のとおりとする。

編さんファイル名	編さん区分	保存期間
自動車保管施設調査報告書	62-50-230	1年

※ 別添等は省略